

国土交通省独立行政法人評価委員会  
第8回空港周辺整備機構分科会

2008年2月15日

国土交通省独立行政法人評価委員会

第8回空港周辺整備機構分科会

2008年2月15日

【杉浦周辺整備事業室長】 それでは、若干時間が早いのですけれども、ただいまから国土交通省独立行政法人評価委員会第8回空港周辺整備機構分科会を開催いたします。

本日は、委員の皆様方には、大変お忙しい中、本分科会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、事務局の環境整備課周辺整備事業室長の杉浦でございます。議事に入るまで進行役を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

大変恐縮ですが、座って進行させていただきます。

それでは、開催に当たりまして、環境整備課荒川課長からごあいさつ申し上げます。

【荒川環境整備課長】 環境整備課長の荒川でございます。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。本当にお礼を申し上げるばかりでございます。

周辺整備機構でございますけれども、平成15年の独立行政法人化以来、委員の先生方には大変なご指導、それからご鞭撻をいただいてここまでやってまいりました。15年の第1回の分科会以来、第8回目ということでございまして、今日は第2期目の中期目標、中期計画のご審議をいただくということでございまして、私が言うのも変ですけれども、おかげさまで機構もきちんと仕事をして、きちんと成果を上げてここまで来ているのではないかと、これも委員の先生方のご指導のおかげと感謝申し上げる次第でございます。

とはいいいながら、ご案内のとおり昨年夏、秋以降、厳しく各方面、独法の見直しということが叫ばれたところでございます。例えば、総務省のやっております政策評価・独立行政法人評価委員会という中では、その委員の先生からは、もう廃止することを前提に私は意見を言わせていただきますとか言いながら現地視察をしていただいて、飛行機が来る時間にちゃんとそこに行っていていただき、やっぱり大変でしょうということを実感していただいたりとか、規制改革会議では、もう騒音対策はいらぬのではないかとということから始まったものですから、そういうわけにはいかんでしょうということで、これも年末に閣議決定して、見直すところは見直すということで最後はご理解をいただいたわけでございます。

ご紹介するのは、独法の整理合理化計画、12月24日に閣議決定されましたわけですけれども、

これも厳しい意見が相次ぎ、機構もどうなることかと思っておりましたけれども、最終的に、平成20年度中に空港周辺環境対策の見直しを行う。それから、大阪国際空港につきましては大分騒音が小さくなってきております。四発といいますか、ジャンボみたいなものは飛ばなくなったとか、ジェット枠を250から200に減らしたということもございまして、今騒音を測って分析しております、騒音コンターが小さくなるだろうということから、騒音区域の見直しを行うことにしておりますが、そんなことも踏まえまして機構の各事業の見直し、縮減を行うということが決められました。

そういう見直しを前提に平成22年度、3年後ですけれども、22年度までに関係地方公共団体とも協議を行いつつ、ここがみそといいますか、これは本当に地方と密着した事業をやっているわけでございますので、関係地方公共団体と協議しつつ、独立行政法人以外での形態を含めた組織のあり方について検討、結論を得るというふうなことになっているわけでございます。こういう組織の見直しを検討するというのもう全独法共通でございますのですけれども、私どもは今、やり方、国と地方からそれぞれ一応集めて事業を進めていくというやり方がふさわしいし、私どもというのはいろいろヒアリングを受けたりやってきたわけですけれども、やっぱりこうやって毎年委員の皆様方、先生方からご指導を受けてやっているのだと、変なことはやっていませんということを強く主張してきたところでございますので、もちろん必要な見直しは行っていくわけでございますけれども、当面、今日の中期目標なり中期計画については、これまで同様業務を進めていくという観点からご指導をいただきたいと思っているわけでございます。

その見直しの中で、もっと具体的に申し上げますと、空調機の単価が高いのではないかと、これもマスコミ報道されたりもしましたが、それからやり方、入札制度を取り入れるべきではないかといったようなことですね、そういうことも言わざるともごもっともなこともまた多々あったのも事実でございますので、そういうことは着実に改革を進めていきたいというふうに思います。

それから事業も、代替地造成事業、これ実質、最近行っておりませんでしたけれども、この事業はやめると明言したりしまして、機構のほうも十分汗をかいてやっていただくことになってございますので、そこら辺もあらかじめご理解を賜りたいと思います。また、組織につきましても給与水準ですとか、それから組織を小さくするとか、そういったことも機構のほうでは努力していただくこととなってございますので、まじめにやっているということをあらかじめご理解いただければ幸いです。

きょうは、いろいろ細かな数字とかありますけれども、ご忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、最初のごあいさつとさせていただきます。私、ちょっとすみません、こ

こで退席させていただきますけれども、どうかよろしくお願いを申し上げます。

【杉浦周辺整備事業室長】 それでは続きまして、本日の出席者につきまして、お手元に座席表がございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

本日は、政策評価官室から政策評価企画官が出席されております。よろしくお願いいたします。

【政策評価企画官】 よろしくお願います。

【杉浦周辺整備事業室長】 また、独立行政法人空港周辺整備機構からは、理事長ほか役職員に出席していただいております。ここで竹内理事長をご紹介させていただきます。

【竹内理事長】 理事長の竹内でございます。独立法人移行以来、先生方には大変お世話になっております。この席をおかりしまして厚く御礼を申し上げる次第でございます。

今もお話がありましたように、1期計画が間もなくその期間を終了しようという状況でございます。先生方のご指導を得ながら進めてまいりまして、特に大きなテーマでありました中村地区の移転補償、これは契約は全部終わっておりますが、建物の撤去も今年度末にあと17戸、208戸あったのですけれども、17戸のみになりまして、今年中には全部クリアできるのではないかと考えております。

また、事業用地として用意しましたほうも36区画のうち35区画について既に契約が終わっておりまして、大体半分近く、現在建設中でございます。そういった状況で進んでおりますし、またいろいろ数値目標を設定させていただきましたけれども、我々としては当初は手探りの面もありましたけれど、できる範囲頑張っていこうということで、事業費ですとか一般管理費ですとか定員の削減とかにつきましては、できる限り努めてまいったわけでございます。そういったことで、今回新しい中期計画の案をお持ちいたしましてご審議いただくわけでありまして。

これは今もお話ありましたように、独立行政法人の整理合理化計画などを踏まえて策定したものでありますけれども、いかにせん検討の時間も余りありませんでしたし、それから合理化計画の中にある文言自体、余り具体的でないと思われるのも若干ありまして、私どもの理解が足りないのかもしれませんが、そういったものをこの計画に載つけるときに、具体的にどういふことをやっていくのかというので悩んだ面もございますけれども、今後事業を進めていく中で国の動向、同じ指導を受けながら、年度計画の中できちっとあらわしていくことになるのかなというふうに考えております。

さらに、20年度の大阪の騒音対策区域の見直し、それから環境対策事業の見直し、さらには福岡空港の新滑走路をどうするかといったような問題がこれから先に出てまいります。こういった国の計画にきちっと的確に対応できるように対応してまいりたいと思っております。

現在、関係地方公共団体とは非常に良好な関係でございます。また、当機構は寄り合い世帯でございますけれども、その士気は極めて高いものがございますので、今後とも長い大阪空港の訴訟を経た和解といったものを原点にして、空港の周辺環境対策の推進と地域社会の活性化のために全力を投じてまいりたいと思っておりますので、今後とも先生方のご指導をよろしくお願いを申し上げる次第でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございます。

【杉浦周辺整備事業室長】      ありがとうございます。それでは次に、本日の資料につきまして、お手元に配付してありますのでご確認願いたいと思います。

クリップを外していただきまして、1枚目が資料一覧でございます。上から順に、独立行政法人空港周辺整備機構中期目標（案）でございます。同じく、中期計画（案）でございます。それから次が、第1期、第2期中期目標・計画の対比表でございます。それから1枚のペーパーで、次期中期目標期間の事業費及び一般管理費見込み表でございます。それから次に、独立行政法人整理合理化計画の抜粋でございます。次に、独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性についてという抜粋でございます。次に、規制改革会議の「規制改革推進のための第2次答申」に関する対処方針抜粋でございます。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、事務局から3点ほどご報告等申し上げます。

まず第1点目でございますけれども、定足数のご報告でございます。空港周辺整備機構分科会の定数は8名に対しまして、本日全員のご出席をいただいておりますので、議事に必要な定足数を満たしておりますのでご報告させていただきます。

2点目でございますが、分科会の審議結果の取り扱いについてでございます。本日の審議結果の取り扱いにつきましては、国土交通省独立行政法人評価委員会運営規則第6条の規定に基づきまして、後日、木村委員長の同意を得まして、最終的に評価委員会の議決となる手続を行う予定でございます。

3点目でございますけれども、議事録についてでございます。議事録につきましては、従来同様、委員会終了後、速やかに議事要旨を国土交通省ホームページで公表いたします。その後、議事録を作成いたしまして同様の方法で公表いたします。

事務局からは以上でございます。

なお、先ほど課長のほうからもありましたけれども、恐れ入りますが、荒川環境整備課長は、この後予定がございますので、ここで失礼させていただきます。

【荒川環境整備課長】      申しわけございません。

【杉浦周辺整備事業室長】 よろしくお願ひいたします。

それでは、以降の進行につきまして、盛岡分科会長にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

【盛岡分科会長】 それじゃ、盛岡のほうで進行をさせていただきます。

お手元にありますように第2期中期目標（案）、それから中期計画（案）、これについてのご意見を賜るといふことですが、ご説明をいただく過程では、計画対比表という横長の資料を主としてご説明いただけるのかなと思ひます。事務局のほうから、それじゃご説明をお願ひします。よろしくお願ひします。

【環境整備課専門官】 先週、先々週、事前のご説明にお伺ひしました。そのとき、このA4の4段表というものでご説明させていただいたのですが、先週ご説明に伺った時点から変わっている部分がございます、その部分についてのみ説明させていただきたいと思ひます。このお手元のA4の4段表をごらんいただきたいと思ひますが、事前のご説明から変わった部分を朱書きさせていただきます。

まず1ページ目でございますが、組織運営の効率化というところの目標を変更しました。以前は目標と計画、ほぼ同様の記載をさせていただいていたのですが、今回目標につきましては、前回の中期の目標と同じ文言プラス「整理合理化計画を着実に実行すること」という文章にとどめさせていただきます。これに基づく計画についてはほとんど同一でございます。

続きまして2ページ目でございますが、こちらのほうの中期計画の部分でございます、人材の活用という部分で、前回はこの朱書きの部分が前中期のところから削除していたのですが、この朱書きの部分については前中期と同じ文言を入れまして、今回も若い人材の任用を行う、これのまぐら言葉として人事交流を推進するという文章を挿入いたしました。

続きまして3ページ目でございますが、これはちょっと大きな変更でございます、事業費と一般管理費の削減率ですが、事前のご説明のときは昨年と同様、事業費については全体で5%、申請に基づくものを除く事業については15%の目標設定をするというご説明をさせていただいたのですが、今期の実績等勘案しまして、事業費につきましては全体で20%の削減と、こういった数字で財務省と調整をやっていきたく思っております。

実はこれ事前のご説明のときにもちょっと申し上げた部分があるのですが、大阪国際空港の全体的な予算というのは財務との関係で決められておりまして、年々下がっていくような予算形態になっておりますので、必然的に15%を超える額の縮減率になり、福岡については現状維持でというような積み上げで今やっております。

一般管理費につきましては前回と同様13%ということですが、これは事業費も同じなのですが、前回の騒音対策の見直しを受けて事業を縮減するというような表現にさせていただいたのですが、今回は騒音対策の見直しの結果を受けて期中において目標を再検討するという事で、目標の変更をもちよつと踏まえた形で、変更するかどうかはまだちよつと踏み込んでいないのですが、目標を再検討するという表現に改めさせていただいています。

4 ページ目でございますが、ガバナンスのところですが、これも目標につきましては計画と同様のような書きぶりでいろいろと書いていたのですが、今回はもう整理合理化計画において示されたことを着実に実行するというような表現にとどめています。それに従って計画を細かく書きました。計画のほうなのですが、朱書きの部分が追加された部分でございます、これは整理合理化計画で書かれている事項すべて列挙しました。この中に、既に機構において取り組みをなされている部分もあるのですが、そういった部分はそういった部分として引き続き行うというような形になると思うのですが、とりあえず計画のほうには整理合理化計画に示されていた部分をすべて書き込んだというふうにしております。

5 ページ目でございますが、一番下の計画の再開発事業、これにつきましては、以前は22年度に事業を廃止するというような表現になっておりましたが、上の、国の国有地処分計画に合わせるところがありまして、処分計画に引っ張られるところもありますので、当面22年度までに処分するという方向性は変わらないのですが、表現ぶりとしては関係機関との協議を進めるというところにとどめさせていただいています。

6 ページでございます。民家防音工事、この目標と計画ですが、以前は、目標と計画につきましても事業の日数の縮減というようにところを書かせていただいたのですが、もう実際事業日数の縮減もかなり厳しいところに来ておりまして、それをちよつと書き込むのは余り適切ではないかなということもありまして、今回特に競争入札制度を導入することになりましたので、それに伴って利用者といいますか補助を受ける方の利便性、サービスレベルが低下しないようにという目標にさせていただいています。計画も同様です。事前のご説明でもいろいろ委員の先生からご意見いただいたのですが、評価の方法がちよつと難しいということがございますけれども、それにつきましては各年度計画において、評価しやすいと言ったらちよつと語弊があるのですが、そういった数値目標的なことも年度計画に入れていこうと考えております。

移転補償事業につきましても同様でございます、事前のご説明のときは日数の5%を縮減とかそれと同等というような表現だったのですが、ほぼもう限界状態に来ているということで、これにつきましても効率的に行って迅速化を図るという表現にとどめさせていただいて、改めて年

度計画に具体的な計画を入れていくというように考えております。

次の緑地整備事業ですが、これにつきましては目標、計画についても1期事業、2期事業というような表現があったのですが、どうも2期事業についてはまだ不透明な部分がございます、今の周辺整備基本方針、これに基づく中期基本方針というのがありまして、この中期基本方針が平成21年度までということございまして、22年度から平成30年度までの後期の中期基本方針を策定するというようになっておりまして、その策定方針をまずしっかりと改定というのですか見直して、それに伴って事業を進捗するというようなことにさせていただいております。

7ページ目の福岡の緑地も同様でございます。それと、7ページの4番の財務内容の改善に関する事項ということで、以前は今中期間中に欠損金の解消を図るということで説明させていただいたのですが、はっきりと21年度までに解消を図ると。今の状況からいきますと、おそらく21年度までには大丈夫だというような状況で、ここについては具体的に21年度と書いたほうが適切であるというふうに考えまして変えさせていただきました。

最後の8ページでございますが、人事に関する計画ということで、以前は左側の前中期計画をごらんいただければ、「行政改革の重要方針」を踏まえ、18年度から22年度までに5年間で5%削減を行うという目標の後半部分の3%というような目標を書いていたのですが、これにつきましては前中期間中、18、19年度で5%を超える削減率を達成しておりますので、目標から削除し、今回はラスパイレス指数、給与水準につきまして取り組むこととし、それについては、計画のほうでまず検証を20年度までに行う。検証につきましてはそんなに時間もかかりませんので、20年度中に検証を行って、その後所要の措置をとっていくこととする。その所要の措置につきましては20年度にはできないとは思ってはいます。

それと、すみません、ちょっと7ページに戻っていただきまして、予算の収支計画及び資金計画で、別紙のとおりというところで、事前のご説明ではここは説明させていただかなかったのですが、今回は冒頭のA4の第2期中期計画(案)、A4の紙の計画のほうですね、その一番最後に3表、予算、収支計画、資金計画というのをつけさせていただいております。実際この3表につきましては5年間のトータルの数字でございまして、この数字を見てどういうふうになっているかというのはなかなか難しいとは思いますが、これにかわるものとしまして、表紙の資料の一覧表にもあるのですが、4つ目の「次期中期目標期間の事業費及び一般管理費見込」という表で見ていただくほうがわかりやすいと思います。

以上、事前のご説明のときから大きく変更のあった部分についてご説明をさせていただきました。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。今、一番最後のところおっしゃったのは、平成20年2月12日（改）と書いてある部分が、予算、収支計画、資金計画が、これが5年間とおっしゃった。5年間のトータルであると。

【環境整備課専門官】 そうです。

【盛岡分科会長】 それを横長のA4の部分では、予算額20年から24年、こういう形で年間のフローで示したほうがわかりやすいだろうと、こういうことですか。

【環境整備課専門官】 はい、この削減率のところですね。

【盛岡分科会長】 はい。

【環境整備課専門官】 A4の横紙のほうを見ていただきたいのですが、事業費と一般管理費に分かれておりまして、事業費の合計額の右端の24年度の欄ですね、対19年度比ということで事業費全体としてマイナス21.3%。これが、先ほど言いました事業費についてマイナス20%以上というところの根拠の資料でございます。

【盛岡分科会長】 なるほどね。はい。

【環境整備課専門官】 一般管理費については同様に13.1%ということになっております。

【盛岡分科会長】 わかりました。そういうご説明をあわせていただきました。先週までに各先生のところにお伺いしたところから相当数の変更がございます。かなり本質的な部分と、それから中期目標、中期計画という書きっぷりで、中期目標のところは簡素に書き直したと。この部分は比較的わかりやすく余り論議の余地はないのですけれども、目標、計画いずれにおいても数値的なものが書き込まれたところ、それから項目的には内容を、この間、先生方のご意見を承って修正した部分がございますので、そのあたり中心に先生方からのご意見を賜って、約1時間強の時間はとれるかなと思います。ご意見賜りたいと思います。特に前半部分からということはどうもございませんけれども、各先生方からご意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

【杉山委員】 質問があるんですが。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ、まずは質問ということで。

【杉山委員】 さっきのご説明の中で、3ページのところですが、中期目標になお書きが入って、期中において目標を再検討すると。わからないでもないのだけれど、目標というところに目標を再検討するというのが、なお書きだからいいと言えいいのだけれども、こういうことってあるのかなという気がちょっとするんですね。それで同じようなことが、6ページに行きますと似たような性格のこととして、これは「また」とか「なお」とか、ちょっと場所によって違うの

ですけれど、両方書きぶりがあると。むしろ3ページのほうも、またこれこれの結果を受けて再検討するとか、修正を行うこととあってあれば私はすっきりするのですが、なお書きとはいえ、目標を再検討という言葉は目標の中に入っていいのかなという気はするんですね。どうでしょうか。

【盛岡分科会長】 いかがでしょうか。計画論からするとちょっと奇異な感じを受ける印象がございしますが、いかがですかね。

【環境整備課課長補佐】 この部分なのですが、確かに目標を期中において再検討するというパターンがあるのかということなのですが、一応独立行政法人通則法上は、目標あるいは中期計画ともに途中で変更される場合の規定があるものですから、制度上はそういうことも想定されているのかなというふうには考えております。過去によその法人でそういうことをやったかどうかというところまではちょっと我々のほうも把握しておりませんが、制度上は途中での変更というものはあり得ると考えています。

それで、今回、ここで「なお」と書くか「また」と書くかは別として、途中でもう一度きちっと見直すということをやざわざ入れたのは、年末の整理合理化計画の策定の過程で、特に環境対策については平成20年度中に抜本的な見直しを行えという指摘を受けておまして、それから大阪空港周辺の区域の見直し、これも運用が大きく変わった結果として行うものですが、かなりの区域の変更が予想されるものですから、今の時点での見通しと大分変わってくるのではないかと。それはその微修正、あるいはある種の誤差といったものの範囲ではなくて、きちっと精査し直す必要があろうと。逆にその部分について一切触れずにここで目標を設定してしまうのは、また整理合理化計画を定めた直後でありながらどうなのであろうかという気もするものですから、きちっとここで一言入れておいて、きちっとやりますということでお示したものであります。

したがいまして、「なお」というのがちょっとおかしいということであれば、後半の6ページ等と同じように「また」という言葉にする、というようなことの修正は十分可能だと思います。

【盛岡分科会長】 どうぞ。

【杉山委員】 よろしいですか。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【杉山委員】 「なお」「また」というのは私も自信ないのでちょっと後でまたお任せしますが、中期目標期間中に目標の変更があり得るということはもう当然ですよ。それはあっていいわけですが、だからこそ計画の部分に、目標に変更があったときは再検討するというのが出てくるのだらうと思うんですね。目標を再検討するということがあらかじめ目標になるの

かという意味ですよ、私は。

【北村委員】 これは、あるいは目標と言っちゃうとこんがらがっちゃうので、削減目標数値ですよ、多分実質的には。

【環境整備課課長補佐】 はい。

【北村委員】 20%が変わるかもしれないよという意味ですよ。

【環境整備課課長補佐】 その20という数が変わるかもしれないという。

【北村委員】 だから、そのところ、なお書きの目標というのをもう少し具体的に書けば、あるいはまだ読みやすいのかもわかりませんね。

【盛岡分科会長】 いかがでしょうか。②の事業費の抑制というタイトルそのものの目標自身は、これは中期目標の第2期を通して変わらないことであると。第1段にある、今回赤字で書いておられる20%程度に相当する額を減額すると、この部分の数値目標についてはこの見直しの過程で数値が変わるということは十分にあるよと、こういう理解だと思うんですね。

【環境整備課課長補佐】 ええ。そういう理解で……。

【盛岡分科会長】 そういうことですよ。それは目標を再検討するという、その目標というふうに書いていいのかどうかというそのやりとりだと思いますがね。

【安河内委員】 あるいはこの場合に、それ以外の、この数値目標以外の目標の変更というのはここで考えて、含まれているわけですか。

【環境整備課課長補佐】 この欄におきましては、具体的にこの20という数ですね、その変更を直接的には考えております。

【廻委員】 括弧で加えてはいかがでしょう。「なお」は無しにして、「20%程度相当する額を削減する」として括弧書きで、「平成20年度に行うのを受けて目標を再検討の可能性あり」加えるのは。期中において、目標を再検討というのでね。

【環境整備課課長補佐】 この数値目標というのを。

【廻委員】 そう、数値目標の数値の再検討の可能性ありとか。目標が2つあるというのは、変な感じするので。メインが上だっということ。

【環境整備課課長補佐】 それでは、今ご意見あったような形で括弧にして、この数値目標の再検討をするのだということがわかるような表現ぶりにさせていただければと思います。

【北村委員】 それと関連して。

【盛岡分科会長】 はい、それじゃ関連してというところでご意見賜りましょうか。どうぞ。

【北村委員】 よろしいでしょうか。

【盛岡分科会長】 はい。

【北村委員】 その関連の20%の基準の話なのですが、先ほどの計画案ですか、計画案で5年の収支計画が出ていまして、そこに業務費用とか、業務費用の中に事業費があつてという形になって、それと横書きの先ほど事業費これですね、この数字というのはどれのことを言っているのかというのがわからないんですよ。どれをもって対比すべき事業費なのかということですね。

すなわち収支計画で言うと、19年度の事業費が幾らであつて、それを24年度に幾らにするのだというその基準というのはどれなのですかね。例えばこれでいくと予算額が32億5,400万ですか、事業費、ごめんなさい、下だから合計だから100億ですね。それってどの数字ですかね。

【環境整備課専門官】 財務会計の数字ですので、その3表ではちょっとやっぱり削減率というのは出てこないです。

【北村委員】 出てこなくていいのだけれども、対応すべき数字、これとこれを足したものがこれなのだと。

【環境整備課専門官】 それはちょっと……。

【北村委員】 というのは、出てこなかったら削減しているかどうかって全然わからないんですよ。事業費がこうであったと言われるだけであつて、それはどれとどれとどれを足したらそうなのかというのがね。これは第1期のときにはしようがないのかなと思っていたのですよ、組織が違っているから。財務諸表も違うから。ところが、第2期はもう第1期の財務諸表あるわけだから、その財務諸表のこの数値というのを示してもらわないと、どの数字を足したらこれになって、それで何%減ったのというのが検証できないというような気がするんですよ。

例えば人件費もそうなのですから、人件費を16%減らしますよという、この人件費というのはどこに出てきているのですかという。

【環境整備課専門官】 まず、この3表は、先ほどご説明しましたように、5年間のトータルという形になっていまして、これをブレイクダウンした年度ごとの表というのはつくってはいます。それを見れば若干はわかるかと思うのですが、その数字にしても、これとこれを足したらというのは説明書きが必要になると思います。

【北村委員】 そのところが、説明書きなら説明書きでいいのですが、その説明書き、すなわち客観的に評価を受けているのは財務諸表のはずなんですよ、監査人だとか監事さんだとか。それをもとにこの数字がこう減ったというふうに言わないと、客観性がないんですよ。それで、第1期のときには、先ほどからくどいですが、システムが違ったのだから比べる

数字が変わってもしょうがないと。ところが、第1期のときは完全にもう財務諸表をつくってきている。第2期にはその第1期でつくった財務諸表を前提に、この数字をこう減らすのだという話ができるんじゃないかなというふうな気がするんですよ。できないのか、できるのかわからないのだけれど、素人的にはするんですね。

そして、何%減りました、確かにそうですね、じゃオーケーですねとか。あるいは、19%と言っているけれど、実際は20%削減しているんじゃないですかとか、あるいは18%しかしていないんじゃないですかというような検証ができるんだと思うのですけれども、その辺のところは何か削減目標の20%という数字を確かめるところを明示していただきたいなというのが感じなのですけれど。

【環境整備課専門官】 この計画につきましては、14年度と19年度の比較で、間というのは特に評価の対象にはなっていないんです。実際、今回19年度の中期目標の全体的な評価をご審議いただくとおもうのですが、そのときにはこの財務諸表ベースで、この数字と事業費がどうつながっているのだという関連表をつくらないとご審議できないというようなことでしょうか。

【北村委員】 審議できないじゃなくて、数字がそうですねという検証ができないという。

【機構】 一つちょっと補足させていただきますと、今お示ししております全体額ではなくて、各年を割ったこの計数の事業費というのは、いわゆる通常言う総事業費の中の事務費を除いた部分でございます。いわゆるトンカチ、工事で言えば工事費部分、プラス一般管理費というのが事務費部分、合わせて一般的に公共事業の事業費と申している部分です。それともう一つ、予算3表との違いは、いわゆる借金を償還する額、業務外支出と申しておりますが、この部分が予算には入っておりますが、この事業費、一般管理費には入っていないんです。そこが大きな違いでございます。

【北村委員】 いや、それはいいのですけれども、違いは違いでいいのですけれども、違っている数字で、だけれどもこの数字を言っているのですよと、比べるべき数字がこれなのですよと。それを結果、実績はこう出ております。この実績の内訳というのは決算書にこうあらわされていますというふうに言わないと、我々としては、じゃ100円ですよと言われた、はい、そうですねってそれを前提として評価するわけですよ。それでいいのだと言うならまたそれはそれでいいのですけれども、100%間違いが出てくるはずがないという前提で評価しますよということでもいいのですけれども、だけれどもその100円というのは具体的にはどうやって出てきた数字なのというのがわからないと比べようがないのかなと。

極論すれば、こっちとこっちと基準が違うかもしれないということですね。以前はこれを事業

費とっていただけけれど、ここでいっている事業費はこれなのだという範囲が違ってくる可能性だってないとは言えない。だから、単純に比較していいものかというのがわからないものですから、どの数字を引っ張ってきてそうなったのだということが欲しいなということですよ。

【盛岡分科会長】 どうされますか。

【北村委員】 いや、ただその辺を考慮してくださいということで、すぐに結論が出る話じゃないと思いますので。

【機構】 もう一点だけ、ちょっと補足させていただきますと、目標なり計画で示しております事業費の圧縮の率というのは、いわゆる事業費ベース、今おっしゃったほかの要素を省いた事業費の純事業費のベースの、なおかついわゆる計画ベースの額での比較でのパーセンテージで、1期のときにもお示ししておりますが、今回もそういうスタンスでの数値になっておりますというところを補足させていただきます。

【盛岡分科会長】 それで、決算が中期目標期間の最後の事業年度においてというように明記されているから、少なくとも最終年度の年次の数値としては比較対象、比較検討ができる形で出していただけのんですよね。

【機構】 19と24との比較でございますけれども、基本的に私ども今考えておりますのは、19の計画ベースと24の計画ベースの比較。まだ19は当然決算も出ておりませんし、計画の目標として出すのは双方の計画ベースの比較という意味合いで考えてございます。したがって、この横表の数値というのは、そういう意味では決算ベースの最終的に出た額での比較には当然なっておりませんし……。

【北村委員】 24年度も、じゃ計画ベースですか。

【機構】 今お示しできるのは24は計画でございます。

【北村委員】 いえいえ、今じゃなくて最後なんです。評価する際の話です。

【盛岡分科会長】 評価する際です。

【機構】 それは各年度の決算のときに、各年度のその前年と、今期で言えば14年の決算ベースの数値と当該年度の決算ベースの数値というのは予算ベースの数値とは別個に参考資料でお示ししておりますが、そういうお示しの仕方というのはまた各年度でやってまいります。

【盛岡分科会長】 各年度別に決算ベースで対象とする比較対象年度との比率を比較できるように資料として出していただけると、これまでもそうしてきましたと、こういうことですね。じゃ、そのように理解をしておきます。

はい、どうぞ、それじゃご意見続けてくださいませ。ご質問も含めてで結構でございますので、

いかがでしょうか。どうぞ。

【杉山委員】 前回ご説明いただいたときに、後からもう一度眺めていて、今の事業費の抑制というところの文章のところちょっと質問したいと思っていたことがあって、ところが今回ではそれがもうきれいに消えていますので、質問する必要がなくなったと言えばなくなったのですが、ついでのことですのでちょっと勉強の意味で伺いますが、ここで言っている事業費の抑制というときのその事業費というものの中身が意味することと、前回の段階では事業費と書いてあるけれども説明書きがあって、住民の申請に基づき航空機騒音による障害の補償措置として行うものを除く事業については15%。今回は全然その説明が省かれて、数字も変わって20%と出てきたのですが、その関係をちょっと教えていただければと。

【環境整備課専門官】 今回の20%に相当しますのは前回の5%。この数字に対して今回は20%ということでございます。

【盛岡分科会長】 15%の分が……。

【環境整備課専門官】 いや5%。前回は5%。

【盛岡分科会長】 ええ。除く15%の分は。

【環境整備課専門官】 除く15%は今回はありません。

【盛岡分科会長】 含まれているのか外なのかと。

【環境整備課専門官】 全体で含まれています。

【盛岡分科会長】 ですよ。

【環境整備課専門官】 はい。

【盛岡分科会長】 この中に含まれているんですよ。

【環境整備課専門官】 ええ。

【竹内理事長】 前は2つに分けたんです。

【盛岡分科会長】 分けてありますよね。

【竹内理事長】 今回まとめて、対象は同じです。

【盛岡分科会長】 そうですね。一言で言ったら、より厳しいほうですね。

【竹内理事長】 はい、そうです。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

【石田委員】 細かい言葉だけの問題なのですが、よろしいでしょうか。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【石田委員】 6ページにサービスレベルの維持って書いてあるんですね。航空機騒音という

のはサービスレベルなんていう言葉を使っていいのだろうかという気がしまして、もうちょっと適切な言葉のほうがいいのかなと思いました。何かサービスレベルというのは価値あるサービスを提供するわけですよね。それじゃなくて、この機構の任務というのは、やっぱりマイナスをゼロに近づけていくという、そういうことだと思うんですよね。極めて原因が明確な被害ですから、そういうことで言うと、例えばサービスレベルという言葉にかえて暴露される環境の維持とかです、例えばね。

【竹内理事長】　ここで言っていますサービスレベルといいますのは、競争入札制度を導入しますと、実は手続に随分時間、手間がかかるんですね、申請の書類も新たに出さなくちゃいけないとかですね。そういったことで処理期間が長くなるとか、いろいろ手間をかけるということになるべく増やさないよという意味で、環境レベルの維持という意味ではないのですね。そういう行政的な事務処理サービスのレベルを低下させないという意味で書いたつもりなのですけど。

【石田委員】　そうですか。じゃ、そのことは明確にされたほうがいいと思いますし……

【竹内理事長】　ですから、競争入札制度を導入することで云々と、こう入っているのはそういうつもりだったのですけれど。

【盛岡分科会長】　この申請者というのは民家防音工事を受ける方ですか、それとも住民のことですか。競争入札のその入札に申請するという、そんな話じゃないですよね。

【竹内理事長】　はい、違います。

【盛岡分科会長】　補助を受けて民家防音工事を追加的にされる方ですよね。

【竹内理事長】　はい。

【盛岡分科会長】　そういうことですね。

【環境整備課専門官】　民家防音工事とは、個人個人が工事をして、それに対する助成というのが本来というか定められたやり方なのですが、今回競争入札制度を導入しなさいということで、これ機構で取りまとめて競争入札制度、工事を取りまとめて競争入札制度を行う。そういったことによって今まで個人個人でやっていたことに対して、若干個人の満足いくような形ができなくなったりするということも想定されていますので、そういったサービスの低下を招かないよという意味で書かせていただいているのですけれど。

【大内委員】　具体的に競争入札制度にすることによって、例えば申請から実行まで、これが具体的に延びるといふうなことはあり得るといふか、あるとすればどれぐらいのことを考えられているのか、その辺はどうなんです。ここに維持に配慮するのだということだから、精いっぱい

いデメリットないようにやっていきますよということだと思うのですが、具体的には余り…  
…。

【環境整備課課長補佐】 入札制度そのもの、どういう形でやればうまく回るかというのを今ちょっと検討している段階でして、実際に導入する制度でもってどのぐらい期間が延びるかというのは今すぐにお示しするのは難しいのですが、一般的には、これまでの民家防音工事のやり方というのは、いわゆる住民が電気屋さんに工事してもらって、それに対して後から補助をする、助成をするというシステムになっていますので、言ってみればもうすぐに工事してもらいたいと思えば電気屋さんを呼んでやってしまえばいいわけですね。それが今度競争入札ということになりますと、ある程度のロットを機構のほうで入札をかけてまとめてやると、それだけ考えてもちょっと待ってくださいということになるわけです。勝手にやらないでくださいということになりますね。

それから、機種の問題もありまして、自分がやってしまうのであれば三洋だろうが日立だろうが好きなどころのをつけてしまえばいいのですが、入札でということになると、どこまで申請者の望んでいるおりのものができるかというところに若干の制約が当然想定されますので、それをなるべくそうならないような入札制度の仕方というのを今まさにちょっと検討している段階です。

【廻委員】 記憶をたどると、以前はすごく待たされていまして、何日に短縮するという目標を出して、努力するという方式をやっていましたよね。この民防に関するもともとのシステムが、すごく待たせるシステムでしたね。

【環境整備課課長補佐】 市販機を導入するようになってからは多分短くなっているんじゃないかと思うのですが、もともとは……。

【廻委員】 いや、少し短くするという目標を立てて確かに短くなったのですが、それでも依然として随分と長いんだなと思った記憶があります。競争入札にするとそれ以上長くなるという、かなり長くなるって感じですね。

【盛岡分科会長】 今のご議論は、これまで何回かにわたって期間が短くなるということを目標に掲げて、達成してこられた部分もありますよね。今の議論を聞いていると、もっと短くなるということはほとんどあり得なくて、長くなりそうだという側からの議論がずっと続いているのですが、それはもう、この競争入札をかける段階で目標としては若干長くなっても仕方がないというぐらいの目標設定に今のところされているのですか。

【竹内理事長】 若干。

【盛岡分科会長】 若干延びてもしょうがない。それがサービスレベルの低下でないレベルまでと、こういうことですか。

【竹内理事長】 はい、おっしゃるとおりです。

【盛岡分科会長】 微妙な表現だな。

【廻委員】 配慮するけれど、できないかもしれないということですよ。

【竹内理事長】 はい。

【廻委員】 維持だけ、維持をするじゃなくて入る。

【竹内理事長】 機種ごと、それから何せ1年に1万数千台やるわけですから、幾つかのブロックに分けて、入札も1回では決まりませんから、何回もやらなくちゃいけないというようなことで、実は競争入札すると、今はまだやったことないのでわかりませんが、相当期間がかかるだろうということで、それをいかに効率的に集約してご迷惑かけないようにしようかというところが頭にあるものですから、こういう表現になっておるのですね。

【盛岡分科会長】 これ、民家防音工事の性格上、非常に暑い時期に、そのために待たされたという不満がやっぱり非常にこれ集中する可能性あると思うんですよ。年度の中で、6月から9月の半ばぐらいまでの時期というのはどういう状況になっているかというのをシミュレーション、もちろんされているとは思いますが。

【竹内理事長】 ただ、今はもうほとんど全部ついていきますから。

【盛岡分科会長】 そうですね。

【竹内理事長】 更新なんですね。

【盛岡分科会長】 そうですね。

【竹内理事長】 機能がストップしているわけじゃないので、だましましということでもないですけど、まだ空調の機能は動いていますから、そういう意味では我慢していただけるのかなという。10年たてば新しいものにかえていくというシステムですから、そこは私どもは逆に我慢していただけるのかなと思って、全く空調機がない時代、ないときは違いますから。

【北村委員】 すみません、ちょっとこんがらがっているのですが、そうすると、入札ということが書いてあるけれども、実際には入札で行われることはほとんどないと理解しているのですか。

【竹内理事長】 そういうことじゃありません。

【北村委員】 ということは、新品を買うときには、今までは自分が買って、それで補助していたという話ですよ。

【竹内理事長】 いや、違います。

【北村委員】 違うんですか、あれ、何だろう。

【竹内理事長】 新品の……

【北村委員】 新品じゃない、第1回目というのでしょうか。

【竹内理事長】 第1回目でもやはり申請をもらいまして、それで私どものほうで審査をして、その建物の状況ですとか家族の状況とかというのを見て補助要綱に合うかどうかチェックして、それで工事事業者を紹介して、そこで契約をするわけですけども、あくまでも住民が契約をするのですが、故障調査は機構がやりまして、そして最後に補助金を出すわけですが、それにもう一つややこしいのは市町村も補助をするというところもありますので、そういった手続をうちが事実上やってきておるといことなんですね。

【北村委員】 いわゆる住民の方が買われるまでの期間を短くするという可能性はあり得るわけですか。

【竹内理事長】 それは前期で15%強に短縮するというので、これは達成したわけでありませぬ。それは維持していくつもりです。

【北村委員】 15%については、もうこれ以上短縮はできないという制約はあるわけですよ。

【竹内理事長】 はい。

【北村委員】 客観的な事情が。

【竹内理事長】 非常に難しい。

【北村委員】 それはどういうことなんですかね。それよくわからない。

【竹内理事長】 やはり普通に考えれば、電気屋さんを呼んでやってくれれば言えばその日にやってくれるとかいうのもありますけれども、これ補助要綱に載っかってやるというのが非常に難題でありまして、本当に故障しているのかどうか、故障って、機能が低下しているのかどうか、それからその家屋の条件に合っているのかどうか、補助要綱に合っているかどうかチェックをしないでちゃいけない。それで、そのご希望のメーカーが日立だかナショナルだかわかりませんが、それを集めてそれぞれ業者ごとに入札をかけるわけですね。

【北村委員】 かえって無駄じゃないですかね、そのような前提で入札したら。

【竹内理事長】 いや、ですからそのところは議論があるのです。議論があるのですけれども、世の中の体制として競争入札何が何でもやれということですから、そうやると……

【北村委員】 すみません、話の途中で。もう一個わからないのは、今の方式で入れるときに自分で契約するというので、例えば50万円の機械を入れたときに補助は50万円ですか、それと

も一定額。

【竹内理事長】 金額はあります。一定額あります。

【北村委員】 一定額で終わりですか。

【竹内理事長】 はい。

【北村委員】 頭打ち。

【竹内理事長】 あとは地元負担ということになります。

【北村委員】 そうですか。

【竹内理事長】 住民負担という形に。

【環境整備課課長補佐】 限度額以上は。

【北村委員】 限度額以上、ああ。そうすると、それを下げれば意味ない気がするのですけれど。

【安河内委員】 入札とこのサービスレベルというのはやっぱり相反するものだと思うんですね。実は、うちの大学は以前パソコン、うち情報工学部なのでパソコン毎年毎年すごい台数買っているから、パソコンの入札というふうな形になって、1年に4回だったか6回だったか入札しますと。それで、結局はなくなったのですけれども、そのときに、先ほどおっしゃられたような機種も限定されて、だから例えば日本で余り買われていない、例えばヒューレット・パカードが欲しいとか言ったら、そんなものはもう入っていないと、最初から。それで機種もこの中で選びなさいとか。それで入札かけるまで、今度は6月に入札があるから、入札があるまで、例えば4月に申請しても6月に入札があつて、その後だから7月か8月にしか来ないというので非常に評判が悪くて、不平不満がものすごく来て結局やめてしまったという、うちの大学では結局やめてしまったという。だから、多分そういう事態を招く可能性というのすごく大きいと思うんですね。

先ほどお話あったみたいに、今でも3カ月ぐらいかかるというようなお話だったと思うのですが、それがやっぱり4カ月、5カ月とか半年待たされるとかっていうふうなことになる。

【竹内理事長】 ご指摘の懸念はあるのですけれども、競争入札することによって若干工事費なり単価が下がるということも期待しております、まとめて発注しますからね、そういったことが地元住民負担の軽減につながる可能性がある。必ずしもそうとは限らないですけれども、そういったことを含めて、世の中の体制として要するにもう何が何でもすべて競争入札だというあらしが吹き回っておりますので、その辺サービスレベルの維持というよりは、非常に気を使つてやらなくちゃいけないという意味で書いておるわけでございます。

【北村委員】 だから、例えば素人考えでわからないのですけれども、その都度入札なんてやっていると、とてもじゃないけれど、かえって大変だと思うのですね。だから、年度の初めに年間の見積もり戸数でどんとやっておいて、そこで個別にはその都度やるという方法も考えられる。

【竹内理事長】 いや、申請を受けてからなんですね。要するに……

【北村委員】 いや、だから計画として、何台ぐらいでアバウトに契約して。

【竹内理事長】 ただ、どのメーカーを希望してくるかわかりませんし、どのエリアかもわかりませんから。

【北村委員】 その辺がだからどうなんですかね、その辺がよくわからない。

【竹内理事長】 だから、申請を受けて、1万数千件のやつを100ブロックぐらいに分けるわけです。ですので、量がものすごく多く、それぞれが機種を言ってくるわけですね。それで、工事事業者がおるわけですね。そういう中で入札を行うわけですから、あらかじめ年の初めにというわけにいかないのですね。

【盛岡分科会長】 だんだん複雑なことをご説明されればされるほど私ども困惑しちゃうので、それはいいのですけれど、競争入札をやらにゃならんということで目標を掲げる限りにおいては、やっぱりもうそのところは初年度の推進の仕方についてももう少し詳細なものを別途出させていただいて、それでご意見を伺って、やはりサービスレベルが下がらないように、コストダウンができるようにということをやってみるよりほかないでしょうね。この目標を掲げないなら話は簡単ですよ。

【廻委員】 でも、ここで何か言ってもしょうがない。何か新しいものをつくる時は確かに競争入札という方法が最善と思うのですけれど、販売している製品のどれ買うかですからね。価格.com検索すれば一番安い製品はすぐに見つかるはずですよ。それなのに、わざわざややこしい手段をとらなくてはならないというのが現実ですね。言ってもせんないのですけれど。

【安河内委員】 ですから、例えばこの競争入札制度になったら、例えばこのぐらいの価格になるだろう、一律それ以下の補助しかなかったとかというような方法であれば、現在より安くなるわけだから、とにかく現在より安くなるということが目標なので、そうすると例えば申請者のほうだって、例えば一律の補助額だったら少し我慢して、でも安いときに買えばそれはその本人の努力になるわけだから、そういう本人の努力の余地を少し残したほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけれども。

【石田委員】 その考え方で本当にいいのだろうかという気はするのですね。さっきちょっと言いかけてはくれたけれど、やっぱり非常に人為的なもので、現実に騒音被害を受けておられるわけ

ですね。それ、冒頭、課長がおっしゃったとおりで、だからこそ大事だと思うのですけれども、そういう意味ではほかの独立法人、行政法人と随分性格が違うだろうと思うんですよ。プラスのサービスを提供しているのか、マイナスのサービスを解消しようとしているのか。ですから、何か費用を安く安くするということ、効率化、効率化というところだけで……

【環境整備課課長補佐】　そこは私どもの説明の仕方が……

【石田委員】　非常におっしゃりにくいことはわかるのですけれども。

【環境整備課課長補佐】　環境対策に理解を……。基本的には空港がある限り我々騒音を出しているのです、環境対策をきちっとやらなきゃいけないのですということをもどの会議体に対してもご説明するのですけれども、ほかの普通の1回限りの公共事業と違うというところをなかなか理解いただけないのです。空港というのはある限り騒音を発し続けるので、20年たとうが30年たとうがこれはやらなきゃいけないのですということは何度も声を大にして言うのですけれども、そのところぴんときていただけないものですから、なかなか騒音対策、理解はしてもらえないものです。

【石田委員】　ですから、評価委員会でそういう意見が多数であったと、声を大に言っていただいたほうがいいと思うんですよ。

【環境整備課課長補佐】　そこは我々としても予算を確保する関係上、コストカットというものも打ち出さざるを得ない状況もありまして。

【石田委員】　それはそうだと思いますけれども。

【環境整備課課長補佐】　ただ、本当におっしゃるとおりで、競争入札をやって本当にサービスどうなんだというのは我々も非常に心配ありまして、ちょっとそこは機構ともきちっと相談しないとならない部分だとは思っています。

【山田委員】　委員長、ちょっと。

【盛岡分科会長】　はい、どうぞ。

【山田委員】　私も一言。事前にご説明をお聞きしたときに、今のようなことを私も実は申し上げたのですけれども、とにかくこの空調というものをなぜやるかと言えば、防音工事をやり、それによって窓をあけられないと、そのことに対して屋内環境をいい状態維持するということが本来の目的ですから、そういうネガティブなことに対してそれを何か補うものとしてやっているわけですから、補われるように働かなければかえって不満を増長しかねないわけですね。

です。ですのでこのサービス、例えば手続のこととはいえ、サービスレベルが低下して不満をふやすようなことになってしまうと、これは本来の目的にはかなわないと思うのです。まして、実は

この空調ということを行っているということについてはいろいろ意見が分かれるところで、空調、例えば訴訟においても空調しているからといって100%満たされているというふうに必ずしも認められないところが多々あるわけですね。そういう中で、この意義が薄れていくと、そうしたら何のためにやっているかわからなくなるので、やっぱりこれは満足度というものが非常に重要な要素であると思います。

【盛岡分科会長】 山田さんおっしゃったとおりでございますが、なかなかこの中期目標、中期計画という文面には非常にあらわしにくいところがございますので、そういった趣旨がサービスレベルの維持に配慮することという中に込められているのだということを我々委員として確認したということにさせていただきたいと思いますが、山田さん、それでよろしゅうございますか。

【山田委員】 はい。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。じゃ、この点についてのご議論は以上ということにさせていただきまして、どうぞ、続きまして可能な限り全体をご覧いただきながら、なおかつまだご議論いただいていない点が幾つかあろうかと思えます。再開発でありますとか緑地帯であるとか、幾つかあると思いますが、いかがでしょう。

【山田委員】 すみません。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【山田委員】 言うといつまた言いたくなってしまう。

【盛岡分科会長】 いえいえ、どうぞ、どうぞ。

【山田委員】 いや、新しいことではございませんで、最初に北村委員のほうからご指摘がありました、事業費と一般管理費の抑制について我々がちゃんと理解できているか、間違えていないかという点のご指摘があったと思います。実はそのあたりのやりとりを先ほど来聞かせていただいております、私はそういう点いよいよ素人なものですから、いよいよよくわからなくて、これはまたいずれ今度は評価をいたさなければなりませんので、ぜひそのところは先ほど明確な、北村委員の質問に対する回答は明確なところにまだなっていなかったように思いますので、私はぜひそのあたりを、私自身が困るものですから、ぜひその辺わかりやすくご説明いただけるようお願いしたいと思います。

【盛岡分科会長】 ありがとうございます。

【廻委員】 昔、あなたはリンゴとリンゴを比べているのかと、リンゴとミカンを比べてごまかしているのではないかと言われたことがありますけれど、本当に同じものなんです。

【盛岡分科会長】 はい、いかがでしょう、今の点は、しかと承ったということで。

【環境整備課専門官】 基本的なデータである財務諸表でわかるようにということでよろしいでしょうか。

【北村委員】 先ほど申し上げましたように、監査を受けているのは財務諸表だけなんですよね、数字が。だから、財務諸表から引っ張ってもらわないと、どれとどれだかわからないということで、よろしいですよ。よろしいですか。

【機構】 決算が出た後は財務諸表から引っ張れます。今度評価頂くときは、財務諸表でその細部がわかるように。

【盛岡分科会長】 決算が出る時期と私たちの審議をする時期というのはどんな関係になりますか。

【環境整備課専門官】 審議会は7月です。

【盛岡分科会長】 7月だから、前年度の3末のほうは出ているのですね。

【北村委員】 終わった後ですね。6月に出しますからね。

【竹内理事長】 ですから、当初は予算額で比較して、こういう目標になりますということで、7月にご説明するときは会計監査法人のチェックを受けた財務諸表で、実績と実績で評価をしていただけるということになると思います。

【盛岡分科会長】 はい、それじゃ、この点もご確認いただいたということにさせていただきます。

続きまして、いかがでしょうか。再開発のところ、緑地帯含めたところ、それからガバナンスのところも今回は詳しく書かれたということになって。

中期計画の、先ほどガバナンスの⑦のところは明確に、管理会計の活用により、事務・事業別、部門別といった単位における費用を明確にすると。費用対効果の分析を適切に行うこと等により経営の効率化を図ると、こんなふうに明確にありますよ。

【北村委員】 これは大丈夫でしょうね。システムでき上がっているんですか。

【盛岡分科会長】 大丈夫ですかとおっしゃっているんです。

【環境整備課専門官】 この管理会計はやられているんですよ。

【北村委員】 事務・事業別、部門別に指標集計ができるシステムになっていますか。

【盛岡分科会長】 なっていますか。

【機構】 実態上、今年から少なくとも固有事業イコール再開発1本になってございまして、なおかつ地域別に分けてございまして、大阪、福岡別に分けてございまして。基本的に損益が発生するのはこういう事業だけでございまして、共通経費は共通経費、そこへの区切りでも別途1行

で示しておりますし、機構におきましては最低レベルの一応セグメント情報を示しておくというふう理解しております。

【北村委員】 システムができていないと、余り事務・事業別、部門別って細かくやっちゃうと、自分で首を絞めちゃうんじゃないかと思いますが。

【盛岡分科会長】 今、部門別とおっしゃったのは、大阪と福岡という部門であると、こう理解する。

【機構】 事務・事業、部門別というのは各法人によって若干ニュアンスが違うと思う。私どもの法人におきましては、それが最短範囲であるというふうに……

【盛岡分科会長】 認識をされる。

【機構】 はい。

【盛岡分科会長】 それは大丈夫ですよ。はい。すみません、どうぞご審議ください。

【北村委員】 5ページの⑨なのですけれども、赤字の、ここに役員の退職金の水準というのがあるのですけれども、これは評価委員会の評価結果で反映させるということなののでしょうか。これは中期計画の問題じゃなくて別システムじゃないんですか。役員の退職金支給のときにまた会議を開いてやっていますよね。

【盛岡分科会長】 やっています、やっています。

【北村委員】 あれは中期目標とか中期計画の評価じゃないはずですよ。

【環境整備課専門官】 年度ごとということですね。

【廻委員】 そこには入っていないのですか。

【北村委員】 だから中期計画の対象じゃないのじゃないかという気がするんですけど。これとは別枠じゃないかと思うのですけれど。

【廻委員】 そうですね。別のあれになっていますね。

【環境整備課課長補佐】 第2期の中期を通じて、毎回それをやるという意味において中期計画の中に盛り込んでいると。

【北村委員】 だけど、中期計画でやるというのは、あれは後から閣議決定して、つけられただけの話で、法律に基づく制度じゃないはずなんですよ、退職金について意見を聞くというの。

【廻委員】 最初は別になって。

【北村委員】 全く別の話だと思うんですよ。だから、ここへ入れないほうがいいのかなど。何が何でも入れちゃうと、何でもかんでも入ってきちゃって。水準を決めるのは我々じゃないはずですしね。

【廻委員】 そう。

【盛岡分科会長】 あれ、我々はプラス1とかマイナスとかゼロとか、あれだけですよね。

【環境整備課専門官】 それについてはもう既にやっているのでもいいですという理解で……

【北村委員】 いや、それは中期計画なんですかっていうことを言っているだけなのですよ。中期計画を立てようが立てなかりょうがやらなきゃいけない話なのですよね、あれは。

【環境整備課課長補佐】 ここに、今回朱書きで7、8、9とあったのも含めて、すべてこの12月24日の整理合理化計画、今お手元にもあると思うのですけれども、ここで各全法人、各独立行政法人はというふうに共通で示された項目をやりますよという趣旨において盛り込ませてもっています。今の部分で言うと、この整理合理化計画の7ページですか。

【北村委員】 そうすると、評価委員会で意見を述べるやつは全部ここに載っておかなきゃいけないですよね。今やっているのは何ですか、給与のほかに。

【環境整備課専門官】 退職金だけですね、今は。

【北村委員】 ここで議論すること、評価すること、意見を述べるのが中期計画に全部出ているというなら話は別なのですけれども、今までこれ出ていなかったはずですよ、⑨は。今までもやっていたんですよ、第1期でも。そこへ出てくるためには積極的に何か意味がなきゃいけないだろうし、中期計画とは馴染まないんじゃないですかというのを言っているだけです。個別の問題であるし。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【政策評価官室】 ちょっと統一的な話になってきました。補足の説明を差し上げます。

【盛岡分科会長】 よろしくをお願いします。

【政策評価官室】 議論が若干混乱していること、大変申しわけなく思っております。私の理解するところをご説明申し上げて、参考になればここで使っていただければと思います。北村先生おっしゃるとおり中期目標、中期計画はそもそも通則法に定めがございますものでございまして、今議論になっています退職金の業績勘案率は、閣議決定という別の体系で扱われてきたものでございまして、通則法に基づく中期計画等とはずっと別のものとして扱ってきたというのが今までの行政実務だったわけでございます。けれども、今年の夏くらいから総務省、評価委員会を全部束ねておられる政独委、政策評価・独立行政法人評価委員会からのご指導で、評価結果のところいろいろ集約できるものは集約していこうじゃないかということがだんだん出てまいりまして、すべて評価結果の中に書き込めという趣旨では決してないのですけれども、性質上適切と彼らが判断しておられると推測されるものにつきましては入れるようにというご指導が実はござ

います。昨年の7月くらいに、今年度以降の事後評価に関する「取組方針」というのが出ております。こういった管理会計の活用であるとか、あるいは役職員の退職給与に関する評価等につきましても、本来は大臣の目標、それから大臣の目標を受けた計画とは別のものであり、業務実績評価は大臣目標に従って評価するというのが通則法でございますので、我々もずっとそう理解してきたのですけれども、その「取組方針」においては、年度の業績の評価等に際して、後づけ的にラスパイレス指数を考えなさいとか、退職給与に関してもその評価結果を評価書の中に書き込みなさいとか、いろいろ後づけ的に付け加えられているものがございまして、委員ご指摘のように評価する際には、どのような基準なり内容に基づいて、どのようなやり方に従った評価というのが正しいやり方なのかというのは、昨年の夏頃からずっと問い合わせ中でございまして、なかなか回答が返ってこないというのが現状です。

【北村委員】 これを計画に入れるからには当然評価しなきゃいけないわけですよ。この評価を、A、B、Cってどういうふうに評価するのか、あるいは1、2、3、4っていうのをね。

【政策評価官室】 我々のところ最低限理解しておりますのは、とにかく給与なんかに関しましても、これは運営費交付金等含めまして公的なお金を使って活動しているということなので、最低限国民に対する説明責任を果たすというようなところから、一応議論をしてきちっと考慮しておりますというところが追えるような形にしなければいけないところまでが最低限求められているというふうに理解してございまして、例えば役職員の給与の設定であるとか、退職金の業績勘案率に関する評価の内容自体を、これでよかったかどうかとか、例えばこれだけの支払いが本当によかったかどうかというところを全部検証してこれが正しいですということまで言う必要はなくて、このように考えておりますというところを最低限記述すればいいというふうに理解しております。この最低限のレベル以上どこまで求めるかというのは引き続き問い合わせをしながら明らかにしていきたいと思っております。また、今後については、ご案内がありましたとおり整理合理化計画でもっと抜本的な見直しと検討が定められておりますので、政独委なり各省の評価委員会と取り扱いが区々になっているというところがだんだん統一されていく方向になっておりますけれども、それまでの過渡的な期間は、彼らが求めてきたものについては最低限についてきちっと答えて、それ以上何か指摘等ありましたら、その場合はそのやりとりの中で発展的により良くしていくというところが現実的な対応かなというのが我々の理解です。

【北村委員】 いわゆる計画の達成度合いというのですか、それを評価するというところから見たときに、これを例えばどう評価するのかなみたいな部分も絡むのですけれどね。

【政策評価官室】 そこにつきましては、評価の基準を示してくれと去年の7月にも申しまし

たし、12月にも申しましたし、今回またご意見をいただきましたので、それも踏まえさせていただきます。また折り返し向こうにお伝えしたいと思います。

【盛岡分科会長】 はい、ありがとうございました。それでは、政策評価官室のほうからおっしゃっていただきましたように、評価基準等の明示は政独委なり評価委員会全体としての枠なり方向を示してほしいということをもって、私どもはそれに対応する国民への理解を促していくという点での手続、考える方向という点で評価させていただくということに限定したいという理解でよろしゅうございますね。はい、ありがとうございました。

じゃ続きまして、もう二、三点あるかと思います。ご提示いただいた新しい赤字で書いている部分があるかと思いますが、いかがでしょうか。

【安河内委員】 すごく細かいことで申しわけないですけど、同じく5ページの一番下の(5)の①なのですけども、これは最後に「協議を進める。」というので終わっているのですが、これ第2種区域を限定するから、第1種区域での事業についてはこれこれこれ機関との協議を進めるということが目標に、目標というか計画になっているのんですけど、そうじゃなくて協議を進め……

【環境整備課専門官】 廃止に向けて協議を進めるということですね。

【安河内委員】 とか、協議を進めながらそれについて対応していくとか、何か対応したり取り組んだりするのが計画だから、これ計画おかしいんじゃないかと。

【盛岡分科会長】 非常に重要な、この部分はちょっと「てにをは」以上の問題を抱えていますね。いかがでしょうか、ちょっと修文の方向も含めて、事務局のほうからご提案いただけますか。

【環境整備課専門官】 今言われた廃止に向けて協議を進めると。

【盛岡分科会長】 廃止に向けてね、はい。廃止に向けて協議を進めると。

安河内さん、いかがですか。今の、廃止に向けてという文言を入れるということで。質問の趣旨は。

【安河内委員】 はい、結構だと思います。目標のほうにも、事業を廃止するということが目標になっているので。

【盛岡分科会長】 そうですね。ちょっとじゃ、より正確に。「国の国有地処分計画に合わせて、事業の廃止に向けて国・貸付先及び関係機関等との協議を進める」と。前のところに「事業の廃止に向けて」と入れさせていただきたいと思います。

そうしますと、あとは移転補償事業の部分、それからその次の緑地帯の整備の部分、そのあた

りがまだご審議いただいておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。じゃ、その次ですね、予算、収支の部分の欠損金の解消を図ることというのが一応21年度という形で明確に記述したということです。これは機構としては十分に達成できるということで年次を明記された、よろしいですか。あと人事に関する計画のところは、検証を平成20年度中に行いと。是正のための必要な措置は、これは年度は明記しないでその後対応していくと、そういう文章の並びになっておりますが。

よろしゅうございますか。ご議論いただいている部分がちよっとあるかもしれませんが、2ページ目の機構組織全般について、国及び地方公共団体との人事交流を推進し、若い人材の任用を行うことにより年齢バランスの改善等、組織の活性化を図るというこの並びであります、これも特に、特段のご意見ございませんですか。

よろしいですか。これは、ご説明のときには、第1期と第2期との間で、やや前段の部分、文章を書かれた趣旨等にご説明されたですよね。それはご説明を受けて私ども理解したつもりでございますが。はい、じゃいかがでしょうか、全体を通してご意見等ございませんでしょうか。

【廻委員】 目標がぼんやりしていますよね。

【盛岡分科会長】 目標が。

【廻委員】 だから、どうしても計画も何となく焦点がきゅっと絞られていない。仕方ないんですよね、目標が何となくホワンとしているので。

【盛岡分科会長】 それでは、一応ご意見いただいた部分を少し確認をさせていただきますようかね。特に文言上の修正という形で確認したほうがいいかなというように思うのですが、まず最初の部分ですね、杉山委員さんからご発言いただいて各委員さん、後を継いでいただいた3ページの事業費の抑制のところの2段目のところでございますが、これは事務局として、もしよければ今の時点で最終的な文言を言明していただけると、この時点で確認しやすいのですが。大体趣旨はわかったのですけれど、なお書きの部分ですね。

【環境整備課課長補佐】 ではちよっと……。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【環境整備課課長補佐】 前段の「20%程度に相当する額を削減する。」の後に括弧として、「（平成20年度中に行う空港周辺環境対策の見直し及び大阪国際空港の騒音対策区域の見直しの結果を受けて、期中において目標数値を再検討する。）」でいかがでしょうか。

【盛岡分科会長】 それで括弧を閉じる。

【環境整備課課長補佐】 括弧閉じ、はい。

【盛岡分科会長】 事業費の抑制そのものについては、中期目標は2期を通して堅持をしていくと。目標数値と言われる部分についての再検討は、これは騒音対策区域の見直しの結果を受けて、十分にというより確実に予定される見通しであるということで明記をしたと、ただし括弧書きであると、こういうことですね。そういうご提案ですが、趣旨はそのとおりだと思いますので、それでいきたいと思います。よろしゅうございますか。はい、ありがとうございました。じゃ、この点が文言上、最後までちょっとまだペンディングになっていた事項かなというように思います。

2番目のところは、北村委員さんから発議をいただいて、財務諸表から明確に各年次の決算の結果を受けて会計として管理ができるようにしてほしいと。これについては事務局としては十分に、6月の指名、監査を受けた後の7月の審議ということで十分可能であるというご回答があったというように思います。それから、はい。

【環境整備課課長補佐】 先ほどのところですがけれども、括弧にした部分ですが、全く同じのが③の一般管理費の訂正のほうにもありますので、これも全く同じ括弧書きの処理をさせていただきます。

【盛岡分科会長】 はい、同じようにしてくださいませ。一般管理費の部分についても同じように、なお書きの部分、括弧書きに変えて目標のところ为目标数値という形にさせていただく。失礼いたしました。

それから関連して、5%及び申請に基づくものについての内訳等含めて、20%以上の削減だという事業費の意味合いを皆さんでご確認いただいたということですので、これは修正ではなくて確認をされたということだと思います。

それから4点目でございますが、5ページの⑥でございます。これは最終的な文言の修正ということではないわけでありましたが、民家防音工事そのものが空港周辺整備機構の主たる、空港を運営していく上での環境対策が極めて必要な必須の事業であるということで、この点からの、申請者からのいわゆる防音工事の継続、更新の機器のつけかえ等について、可能な限り彼らの受ける当然の、補うという補償の意味合いも含めた、補うという行為が途切れることのないように、満足度を下げることのないように、今言われている競争入札というものについての効果を発現させていくという方向に沿って運用してほしいと、そういう趣旨が議論されたということで、サービレベルという意味の理解を委員全体として確認したと、こういう理解をさせていただきます。それじゃこの点も、多分年次の進行状況の中で皆様方から再度状況をご確認いただく機会があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

戻りまして、前のページでしたか、5ページであります、この点も政策評価企画官のほうから最終的にお答えいただきました。⑨の退職金等の水準、役職員の給与等については、これは必ずしも通則法の、私どもが行っている仕事との関係というよりはやや別の体系から、政独委等から提言された項目であるということなので、むしろその評価基準を明らかにすることについては、私どもの委員会の責任というよりは、より政独委そのもの、委員会等の仕事として明確にさせていただいて、私どもはそれに対して、国民に対して説明ができるという点からの確認行為をさせていただくということで皆様方の意見、協議をさせていただいたということにさせていただきます。

続きまして、もうほぼそれでご確認いただいたかと思えます。欠損金の問題とか、あるいは人事の20年度の検証の問題であるとか、すべてご確認いただいたわけですが、最後にごめんなさい、第6点目ですね、再開発整備事業、5ページですね、この部分については、当然のように協議を進める、落ちつく先のことは、この廃止に向けてということは当然でございましたので、文言上それが抜けているのはおかしいという文なので、国の国有地処分計画に合わせて、事業廃止に向けて国・貸付先及び関係機関との協議を進めるというように修文をきっちりさせる、適正にさせるということにいたします。

以上でございますが、それ以外、私ちょっと失念しているところございましたらご指摘いただきたいのですが、よろしゅうございますか。

【山田委員】 すみません。

【盛岡分科会長】 はい。

【山田委員】 それ以外にちょっとささいなこと、確認をさせていただいてよろしいでしょうか。

【盛岡分科会長】 はい、どうぞ。

【山田委員】 4ページの(2)の内部統制及びガバナンスに関する中期計画のほうなのですが、赤字で①から③までを新たにつけ加えられたということなのですが、これ多分もとのところにそのように書いてあって、そのまま入ってきているのだと思うのですが、この③を見ますと、業務・マネジメントに関し国民の意見募集を行いということが書いてあるのですが、この周辺整備機構の場合、広く国民のご意見をお伺いすることが適切なのか、あるいは④項にも書いてありますように、地元自治体や住民からのというようなふうにするのがよいのか。広く国民から聞くことが必ずしも適切とは常には思えないのですが、この(2)のガバナンスの計画の最初のところに、国民の理解がと書いて、こちらは国民の理解を得ることは非常に重要であると思うのですが、意見を募集するほうは、こう書いてしまうと本当にそうされるのかなと思ひまして、ち

よっとお尋ねをさせていただきました。

**【盛岡分科会長】** 非常に重要なご指摘やね。書けば、意見募集を行ったアクションは実際あったのかということをお聞かせいただけますよ。政策評価官室においては、同じ趣旨なのですが、どのように理解し運用すればいいのでしょうか。

**【政策評価官室】** 実はここもちょっとまだグレーなところが残っているのですが、これは5年間の中期計画でございますので書くというご判断だというふうに理解しておりますけれども、整理合理化計画の中では、独立行政法人本体のほうも国民からの理解を得る努力をなささいということでもいろいろご指摘がございます。随意契約の見直しであるとか、資産を見直せとかいろいろなことがございますが、その中で国民からの意見を聴取なささいということが記述してあったと思いますし、それからさらに評価委員会としてもやりなさいというようなことがございました。

ご案内のとおり、整理合理化計画の中身は、1年間かけて検討し結論を得るということになっておりまして、22年度末までに原則として実施なささいという枠組みでございますので、この辺、具体的に意見募集をどのように行うのか、どういった範囲に関して意見募集を行うのかというのは、今この場面ですべて全部決めてあるということではないのではないかなというふうには理解をしております。政府全体の中で先の検討の枠組みに従い検討が進む中で、全独法の中で、先ほどご意見ございましたように、1回きりの公共事業をしている法人なのか、継続的に補償的な行為をさしあげているというものなのかという違いも含めまして、十分に検討した上で実務に移していくのかなというふうに思っております。先ほどの枠組みで言いますと、年度計画をつくる時に政府全体の検討計画の進捗状況に応じまして、今年度はここまでやりましょうといったことを順次やっていくのかなというふうに私としては理解しておりますけれども、どうでしょうか。

**【盛岡分科会長】** はい。

**【環境整備課専門官】** 実は、これに書くときに、現在機構のホームページにその書き込みのページがあると。それで結構意見募集もやっている。その意見募集に対してそれを業務に生かしているというようなこともありまして、これについてはクリアしているかなというふうには考えているのですが。

**【盛岡分科会長】** これ業務に関してはホームページから伺うことはできるのですが、マネジメントもウェブからそれなりに見ることできるのですか。

**【環境整備課専門官】** マネジメント。

**【盛岡分科会長】** このマネジメントと称する括弧内容ですよ。だから、それもウェブからうかがい知ることができるなら、最低限のことはやっていますということではあるのですし、また

今、政策評価官室のほうでおっしゃったように、それこそ年次計画を立てる際には当然のように政府全体でどうするかという方針が出ていて、それに対応する行為をしていけばいいわけだから、少しはまだ余裕があると思うのですけれどね。どうですかね。

【廻委員】 「国民の意見を募集し」という言葉を使わなきゃいけないのですか、「意見募集をして、国民の意見を聞き」とか……。

【北村委員】 聞きなのでしょうね、ウェブだったらね。

【廻委員】 聴取しとか。

【盛岡分科会長】 そうなのでしょうね、募集という行為がね。

【廻委員】 募集というとちょっと違う感じですよ。

【北村委員】 こっちから働きかけなきゃいけないから。

【盛岡分科会長】 そうねえ、募集というこの……

【廻委員】 募集という言葉はなるだけ避けたほうがいいような気がします。

【盛岡分科会長】 これ避けたら、横並びでないという点でまた何か言われそうなのですか。

【廻委員】 言われるのですか。募集するのですか。

【盛岡分科会長】 それぐらいは書いてもいいかなという印象はあるのですけれど。

【環境整備課課長補佐】 ホームページ上で意見募集ということで、意見を求めている、意見募集と書いてある……。

【盛岡分科会長】 意見募集と書いてあるの、今も。国民各位の意見を募りますと書いてあるの。

【竹内理事長】 募りますとは書いていないけれども、そういう意見があればという、通常ね。

【盛岡分科会長】 あれば。

【北村委員】 これは書き過ぎだと思います。

【竹内理事長】 募集というのはどうしても……。

【盛岡分科会長】 募集はね。いや、それ横並びというのでなくてもいいのなら、ちょっとこれ意見募集を行いとまで書かれておる。行うアクションを我々検証せないかんから厳しくなってくる。

【廻委員】 プロアクティブな感じがします。

【盛岡分科会長】 ねえ。

【山田委員】 やはりこれは被害を受けているとか地域的でありまして、そこへ広い範囲から聞けば聞くほど当然答え方は違ってくる。それが適切かどうかということが私には気にかかるわ

けでございます。

【廻委員】 本当は国民というのを住民と読みかえる。

【山田委員】 読んでよろしいのなら、例えばそういうので確認と思うし、ご確認したいと申し上げたわけでございます。

【北村委員】 ただ、これを書くとき当然のこととして、どういう意見があつて、どういうアクションをしたということを説明しなきゃいけませんよね。

【盛岡分科会長】 そうなんですよね。上位の機関から提言されたものを入れるということについて、それなりのご指導と明確な方針があれば、それはそれで受けないといけない部分はあるにしても、この当法人の、独立行政法人の性格というところをよく考えた上で選択することは当委員会の責務の範囲かなという気もするのですね。ですから……。

【環境整備課課長補佐】 よくご存じのことなのでご参考までに申し上げますと、当機構のステークホルダーは、主として大阪と福岡の周辺の騒音によって被害を受けておられる方であるのは当然なのですけれども、環境対策事業そのものは一般会計から入っていますので、必ずしも国民一般から意見を聞くということ自体はおかしなことではないのですね。

【石田委員】 こういうふうに言うと、例えば100人からいただかないとだめだとかっていう、そんな縛りとか暗に含意するんですかね。関係ないですよ。

【環境整備課課長補佐】 関係ないと思うんですよ。意見募集、ホームページなりなんなりで意見を聞いていますよということを、姿勢を示して、通常は多分ホームページだと思いますけれども、そういうアクションをとればこれは十分していると。その結果としてどういう意見が来るか、あるいはそれをどう反映させるかというのは、検討の上で当然結論が出てくるのだと思いますけれども。

【石田委員】 普通にパブリックコメントいっぱいありますから、そういうのでもよければこのままでもいいのかなと思いますけれど。

【北村委員】 これは、重点は募集することじゃなくて反映させることにあると思うんですよ、当然のこととして。だから、そこをまず考えておかなきゃいけないし。

【盛岡分科会長】 少なくとも、年次の中でウェブ等で寄せられた意見について、どのように解釈して反映されたかという総括的な部分のレポートは必要かもしれませんね。それをしていたければ、我々としては確認したということになるんじゃないでしょうか。

いかがでしょう、紆余曲折ございましたが、国民の税金を使って行為を行っているということになれば、ここはやはり国民の意見募集という、募集の形態等については多様であるけれども、

しかもそれは業務運営に適切に反映するというこも、反映しているその手だてなり手順につきましては非常に多様であるということの前提で、この2行は残しましょうか。そういうご議論をいただいた結果として。よろしいですか。

【山田委員】 全く異存はありませんが、ここの文章というのは本当言うとかかなり積極的で、もう広くやっぱり国民にちゃんと聞いて反映させるというようなことをやれというような意味だと思うので、そうすると、本当言うと、ホームページに何か書いてあったからこれはこうしましたでは、本当はこの趣旨には沿わないのじゃないかなと本当は思いますが、今の委員長のおっしゃられたことにあえて反論することはありません。

【盛岡分科会長】 そうでございますか。いや、特に私もこうでなきゃならないとは思っていませんので、もし皆様方がある一致した意見で、山田委員さんのおっしゃることを踏まえて別の書きっぷりがあるようであれば、それは採用してもいいかなと思うのですが、いかがでしょう。よろしゅうございますか、これでとりあえずいくということで。

じゃ、この具体の反映につきましては、年次計画で初年度の対応関係、そして2年目あたり具体的にホームページ等でどんなご意見があったのか、業務内容・マネジメントに対してご意見があったことに対してどう反映したかということについて報告いただくと。それが不十分であるかどうかというのはまた国全体の方向性ですね、方針を承った上で判断したいというように思っております。

じゃ、大分時間が過ぎつつありますので、最後にこの扱いなのですが、文面上は今確認したとおりで、特にさらに修正する余地はないというように思うのですが、本日の協議結果をもって、先ほどご説明いただいたように、評価委員会第6条何とかとおっしゃったのですが、よくわかりませんが、木村委員長様の同意を得て、私ども評価委員会としての決定ということにさせていただきますが、よろしゅうございますか。はい、それじゃ皆様方の賛同を得たということで、本日の協議すべき事柄についてはすべて終わったと思いますが、最後に今後のこの周辺整備機構の分科会の運営、来年度の進め方等について、何か事務局としてご提案ございましたらおっしゃってくださいということで、マイクをお返しします。どうぞ。

【杉浦周辺整備事業室長】 来年といいますか、今回ご審議いただきましたけれども、この後、通則法に基づきまして財務大臣に協議することになっておりまして、その中で若干、事項が変わることも考えられますので、その場合におきましては、各委員の皆様にもメールにてご紹介させていただきますまして、事務局でまとめた上で分科会長と調整させていただき、付議事項とさせていただきますので、それでよろしゅうございますでしょうか。

【盛岡分科会長】 では、今ご指摘いただいたように、財務省との最終的な折衝というのの取りまとめがあるということで、そこでご意見等いただいた場合には、もう一度各委員さんにご紹介の上、文面等の確認を最後していただくと。それをもって評価委員会の木村委員長のご裁断を仰いで決定とすると、こういうことですね。

【杉浦周辺整備事業室長】 はい。

【盛岡分科会長】 じゃ、以上のように進めさせていただきます。ありがとうございました。じゃ、以上で終わりますでしょうか。

【環境整備課専門官】 長時間にわたりご審議いただきありがとうございました。

【盛岡分科会長】 どうもありがとうございました。

【環境整備課専門官】 また7月に、今度中期の全体的な評価もいただくということになっていますが、またそのときはよろしく願いいたします。

【盛岡分科会長】 それは、我々委員は3末をもって一たん終わりということじゃないのですか。

【環境整備課専門官】 違います。

【盛岡分科会長】 いつまで、今の任期は。

【環境整備課専門官】 昨年更新手続とらせていただきました。

【盛岡分科会長】 しているので、いつまでですか。

【環境整備課専門官】 2年間だったと思います。

【盛岡分科会長】 ということは、このメンバーでおつき合いするのはまだ1年半ぐらいあると。はい、わかりました。じゃ、どうぞよろしく願いします。